

# GLOBE

グローブ 2017 春

89



(公財) 世界人権問題研究センター

# 故安藤仁介名譽所長



# GLOBE

GLOBE No. 89 2017 spring 目次

研究第一部	高校生に対する退去強制	村上 正直	12
研究第二部	寺社参詣における経済力の有無	野地 秀俊	14
研究第三部	人権問題としてのヘイトスピーチをどう伝えるか	呉 永鎬	16
研究第四部	性的指向・性自認の人権とは何か	谷口 洋幸	18
研究第五部	「子どもの貧困」について	上杉 孝實	20
研究第六部	兼業・副業とキャリア権	河野 尚子	22
研究部門の紹介	研究員名簿		24
事業案内	2017年度 人権大学講座		26
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内		28

## 追悼 安藤仁介名誉所長

安藤仁介先生と私	横田 洋三	2
安藤仁介先生のご逝去を悼む	大谷 實	4
安藤仁介先生を偲んで	坂元 茂樹	5
安藤仁介先生のご冥福をお祈り申し上げます	薬師寺 公夫	6
安藤先生の想い出	山路 興造	7
世人研と安藤仁介先生	仲尾 宏	8
安藤仁介先生に感謝して	山下 泰子	9
安藤名誉所長を偲ぶ	上杉 孝實	10
安藤先生の想い出	西村 健一郎	11

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ソウシチョウ」(籠抜け)3月嵐山・亀山公園にて <(公財)叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

## 「安藤仁介先生と私」

公益財団法人人権教育啓発推進センター

理事長

横田 洋三

私と安藤仁介先生との出会いは、私が東京大学大学院で国際法の研究を始めた1960年代半ばに遡る。以後半世紀を超える長いお付き合いであった。専門の国際法を通じての研究者同士のお付き合いはもちろん、のちに安藤先生が主導され30数年続いてきた国際法事例研究会とその会合後の懇親会や合宿を通して、公私にわたり大変お世話になった。私がいままで国際法や国際人権法の研究者として何とか活動を続けてこられたのも、また現在人権の実践と普及活動に携わることができているのも、安藤先生のご指導とご教示に負うところが大きい。

先生は、30歳代半ばころから新進気鋭の国際法学者として頭角を現わし、ご出身の関西地区のみならず日本の若手国際法研究者のリーダー格的存在となられ、国際法学会の活性化と近代化、国際化に大きな足跡を残された。1997年の日本の国際法学会創設100周年を記

念する研究大会や国際シンポジウム、さらには全10巻にわたる「日本と国際法の100年」シリーズの刊行事業においては、学会の幹部の一人として、重要な働きをされた。

安藤先生の国際法へのアプローチは、歴史的、理論的研究を踏まえつつもそこに国際法の実践・実行を取り入れることにより、生きた国際法、そして現実問題の理解や政策に役立つ国際法を目指すものであった。このことが良く現われたのが、1980年の春に先生の主導で始まった国際法事例研究会である。この研究会は、それまで主に地域ごとと大学ごとに分かれて活動してきた国際法の研究者たちが、若手を中心に、国公私立という大学の設立主体や、関西、関東といった地域の区別にとらわれずに、日本の国際法の実践に焦点を当てて事例中心に実証的研究をしようとして集まったものである。さらにこの研究会は、研究者と実務家とが議論を通して理論と実践を架橋する場でもあった。そこには、外務省条約局（現国際法局）、とりわけ法規課（現国際法課）の現役の外交官も加わり、自由闊達に意見を述べ合う貴重な場となった。その研究成果は「日本の国際法事例研究」シ

リーズの6巻の書物として刊行された。国際法事例研究会において、従来のさまざまな枠を超えて自由な意見交換ができたのは、ひとえに安藤先生が敷かれた旧弊にとられないとする基本方針のお蔭であった。

安藤先生は、研究生活の後半には国際人権法の研究と実践に熱心に取り組まれた。それは、80年代初めに、国連の人権委員会（現人権理事會）のものと差別防止少数者保護小委員会（後の人権促進保護小委員会、現人権理事會諮問委員会）に、竹本正幸委員のものと代理委員として毎年8月にジュネーブで開催される会合に参加することに始まった。私は、80年代末に、安藤先生のあとを次いで同小委員会において波多野里望委員のものと代理委員を務めることになったが、すでに竹本先生と安藤先生のご活躍で日本人専門家に対する高い評価と信頼が多く、委員や関係者の間で共有されていたお蔭で、波多野先生や私の小委員会での仕事は大変やりやすかった。安藤先生はその後自由権規約人権委員会の委員、そして委員長を務められ、日本の人権専門家として素晴らしいお仕事をされた。今日人権分野で国際的に活躍する日本人専門家は少なくないが、安藤先生はその先

駆けであった。

先生は、数年前に私に関わる公益財団法人人権教育啓発推進センターの事業の一つである国際人権協議会にメンバーとして参加することをお願いしたところ快くお引き受けくださり、会合ではいつも貴重なご意見を述べられた。また、2007年に国連総会が採択した「先住民族の権利に関する国連宣言」を踏まえて内閣官房長官のもとに設置されたアイヌ政策推進会議の有力メンバーとして、政府のアイヌ政策の立案と実施に、国際的視野から貴重なご意見を出されてきた。先生はこれらの会合にはつねに関西から足を運ばれ、熱心に議論に加わってこられた。

このように、安藤先生は、日本の国際法学会の発展に偉大な足跡を残されたばかりでなく、日本の国際法・国際人権法の研究を世界に紹介してその評価を高め、私を含む多くの後進に進むべき道を示してくださいました。先生にはこれからもいろいろとご指導ご鞭撻をいただきたいと思っていた矢先に先生の訃報に接し、心底から残念な気持ちで一杯である。安藤先生のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

## 安藤仁介先生のご逝去を悼む

研究センター理事長 大谷 實

世界人権問題研究センター名誉所長、京都大学名誉教授、瑞宝重光賞の安藤仁介先生は、昨年12月6日にご逝去されました。誠に残念であり、ここに改めて追悼の意を表します。

安藤先生に初めてお目にかかりましたのは、1988年3月に京都大学法学部教授を退官され、同年4月1日に同志社大学法学部教授として赴任して来られた時でした。

たまたま先生の研究室が私の研究室の北隣であったことから、新任のご挨拶に来室されたのです。それから、70歳で同志社大学を定年退職されるまで、しばしばご歓談や杯を交わす機会を得ることができました。また、小生の「古希記念論集」には、貴重な御論文を執筆して下さいました。

私は、2001年から学校法人同志社総長になったのですが、同じ年に安藤先生は当センターの所長に就任されました。2014年9月に、当センター理事長上田正昭先生から後任の理事長就任のお誘いを受けま

したので、ご相談のため、いきつけの料亭で会食することになりました。ところが先生は、その約半年前に胃がんの手術で胃を全部取りましたというお話しでしたので、料亭にお招きして申し訳ないとお詫び申し上げたところ、ビール大瓶一本までは大丈夫ということでしたので、楽しい時間を過ごさせていただいた次第です。

その際、先生は、自分がお手伝いするので、ぜひ理事長を引き受けて欲しいということでした。そこで、1昨年から当センター理事長を引き受けたわけですが、先生は昨年夏頃から体調を崩され、当センター所長を辞任したいというお申し出があり、ご家族にもご相談して、辞任願をお受けすることにしたのです。その時、私に対して、「大谷理事長をお守りするという約束」だったので、それが果たせず、残念だと申しておられました。お亡くなりになる10日ほど前に、お見舞いにかがいました。意識は朦朧とされておられたようでしたが、しきりに「申し訳ない」と繰り返し申しておられました。約束を気に掛けられていたようでした。律儀な先生の面目躍如というところです。

改めて、哀悼の意を表し、安藤先生のご冥福をお祈り申し上げます。

## 安藤仁介先生を偲んで

研究センター所長 坂元 茂樹

安藤仁介先生が二〇一六年一月六日にご逝去された。安藤先生は、世界人権問題研究センターの設立構想の当初から関わられ、二〇〇一年から二〇一六年まで所長をお務めいただいた。その功績をたたえられ、二〇一二年には京都新聞文化学術賞を受賞するなど、安藤先生はまさしく当研究センターの顔として活躍された。

その活躍は国内にとどまらず、一九八七年から二〇〇年にわたり、国連の自由権規約委員を務められた（一九九三年から二年間は委員長）。この他にも、国際通貨基金（IMF）行政裁判所、常設仲裁裁判所の裁判官としても活躍された。一九九九年にオーストラリアとニュージーランドが日本を訴えた「みなみまぐる事件」は、日本が国際裁判所の当事者となった戦後初の事件であった。安藤先生は、日本政府代表団顧問・保佐人として口頭弁論に立つ活躍を見せられ、日本を勝訴へと導かれた。

安藤先生が日本を代表する国際法学者であったことは、国際法の世界にいる者で知らぬ者はいない。先生が一九九一年にオックスフォード大学出版会から出版され

た *Surrender, Occupation, and Private Property in International Law* という著作は、先生の国際法研究の金字塔をなすものである。二〇〇五年には、世界中の国際法学者があこがれる万国国際法学会（IDII）の正会員に選出された。先生は、ご多忙の中、世界各地で開催されるこのIDIIの会議に足繁く出席されていた。二〇一四年一月には、手術直後にもかかわらず、IMF行政裁判所のお仕事でカタールに出發された。私に止められると思われたのか、ご出張の事実を知ったのは出發後であった。

このように、安藤先生はその強靱な精神力と責任感で公務をこなしておられた。ご自分にできる精一杯の努力を傾ける姿勢は、センターの所長としてのお仕事ぶりにもいかに発揮されていた。ある時など、京大病院退院直後に、センターの役員会議に出席されたことがある。ふらつく体にもかかわらず、所長としての責任を果たそうとする先生のお姿を終生忘れることはないであろう。

先生の肉体は減んでも、先生がわれわれに遺されたこうした姿勢を、職員それぞれが継承し、世界人権問題研究センターが、日本でも数少ない人権研究機関としてその使命を果たせるように全力を尽くすことをここにお誓いしたい。

## 安藤仁介先生のご冥福を

### お祈り申し上げます

研究第一部長 薬師寺公夫

2016年12月6日安藤仁介先生が逝去された。

安藤先生は、世界人権問題研究センターをはじめ、京都の国際法研究会、国際法学会、難民審査参与員などでご一緒させていただいた大先輩でした。国際法学会理事長をはじめとする国際法学の分野でのご活躍、1987年に就任され1993年から94年にかけて委員長をおつとめになられた自由権規約委員会の委員としてのご活躍については、国際法の学会誌に寄稿する追悼文でふれることにして、ここでは安藤先生の仕事に対する責任感の強さと気さくなお人柄とについて一言ふれさせていただきます。

安藤先生は胃の全部摘出の手術後も、体をおして、大阪、福岡、名古屋をはじめ審尋に参加され、2016年9月には那覇にも来られました。自由権規約委員会員の時の習慣とおうかがいしましたが、最近まで英語で要点をメモに取り、通訳さんが困ったときには英語で優しく助け舟を出されるときもありました。それは世界人権問題研究センターの研究会でも国際法研究会

でも同じで、後進を育てることに対する先生の思いは、ご多忙の中、毎回といってよいほど頻繁に研究会に出席され、大所高所から研究のあり方について率直に意見され、その分先生ご自身の行動についても厳しく自己規律されておられました。背中を見ながら教えられたという思いです。半面、大変気さくな先生でもあり、お元気な時はよくカラオケで若手と一緒に、自らも水前寺きよこさんの歌をよく歌われました。当センター第1部の例会の後もよく近くの居酒屋さんでゲスト報告者を慰労し、議論の続きをしたものです。

先生は日本から自由権規約委員会の委員に初めて当選され、委員としてまた個人として同規約の国際実施はもちろんのこと、我が国における国内実施のためにご尽力されました。湾岸戦争直後の自由権規約委員会でイラクの報告審査が行われたとき、先生の発言を傍聴しビデオに撮り、教育に使わせていただいたことを今でも懐かしく思い出します。先生は、特に個人通報手続に日本が入ることの重要性を強調され。そのため手を尽くされましたが、これはまだ実現していません。後は君たちに託したよ、先生はそういつているように思えます。国際人権保障制度の研究活動を通じてさらに日本の人権の保護と促進のために努力することが第1部の使命だと思えます。今後の精進をお誓いして先生の追悼の言葉にかえさせていただきます。

## 安藤先生の思い出

研究第二部長 山路 興造

先日、地下鉄四条駅から世界人権問題研究センターへ向かう途中で、安藤先生とすれ違った気がし、思わず振り返った。もちろん違ったのだが、小柄で好々爺とした親しみのあるその後ろ姿は、安藤先生に確かによく似ていた。

同じ世界人権問題研究センターのなかでも、わが国の歴史のなかに人権問題を探る私の研究分野と、世界的規模でそれを考えておられた安藤先生とは、あまり接点がなく、月一度の運営委員会でお目にかかる程度であったから、深いお話しを直接伺ったことはなかった。優しい人柄で何でも相談できそうな気がしていたのだが、未だその頃は上田正昭理事長がご健在であったから、芸能史研究という同じ分野で学生時代からお世話になっていた理事長に顔が向いてしまい、安藤先生と膝を交えて話を

する機会はなかった。

ある時、確か新年会の帰りであったと思うが、地下鉄で偶然ご一緒したことがあった。京都駅から湖西線に乗るといふ先生と、琵琶湖線で帰る私と、ほんの短い時間であったが、安藤先生がフルブライト留学生としてアメリカで学んでいた頃のお話しをして下さった。昭和三十年代に大学生活を送った私大生の私にとっては、フルブライト留学生というのには、遠い憧れの存在であったから、その話は新鮮で、私自身の学生時代も甦ってきて興奮を禁じ得なかった。

お通夜の会場でご焼香を待つ間に、思いがけず、その若い頃の先生の写真が映し出された。もちろん何の解説もなかったのだが、何にでも興味を抱き、慎重で、慈愛に満ちた心を、アメリカという当時の希望にあふれた地で育んだ時期を、垣間見たような気がして思わず合掌した。

ご冥福をお祈り申し上げます。

# 世人研と安藤仁介先生

研究第三部長 仲尾 宏

安藤さんはほぼ私と同年配である。だが卒業した大学はことなっていたし、研究の分野も違っていたのでその令名は知ってはいたが、このセンターでの出会いがなければすれ違いに終わっていたにちがいない。また、その業績については私は語る資格はない。このセンターには当初、第一部の客員研究員として参画されていた。しかし数年を経ずしてトップレベルの人事が大きく変わるこ  
とになった。

その第一は初代理事長の林屋辰三郎先生の逝去で副理事長であった上田正昭先生がその跡を襲われ、ついで研究第一部長の竹元正幸先生が上田先生のアとの副理事長に就かれた。そして初代の田畑茂二郎所長の逝去のあ

とは竹元先生が副理事長に就任、他方では所長職は安藤先生、ついで竹元先生の逝去のアとの副理事長も安藤先生が兼ねることになってセンターの重職を一手に担われることになった。その間も得意の語学力を買われて国連や政府機関、また学会では国際法関係の要職を幾つも勤めるなど、多方面での活動に追われる日々だったようだ。

このような安藤先生を行政などが見逃す筈はなく、あちこちの機関からひっきりなしのお呼びがあった。それぞれ、病を得ているヒマはなかった筈である。

センター創立まもないころのことであった。センターの忘年会のあと、スタッフにも声をかけて一度だけ先生行きつけのカラオケスナックへ同道したことがある。そこではすっかりの常連らしく、喉もなかなかのものであったという記憶がかすかにのこっている。今はご冥福を祈るのみ。

## 安藤仁介先生に感謝して

研究第四部研究員 山下 泰子

上田正昭名誉理事長のご逝去に続けて、安藤仁介名誉所長のご訃報に接し、世界人権問題研究センターの草創期の終焉を感じます。お二人の築かれた確固たる基礎の上に、所員一同、心を一つにしてセンターの次なる発展に力を尽くさなければならぬと思います。

国連人権規約委員会委員長として国際的に活躍の安藤先生は、私にとっては、国際法学会・国際人権法学会で、仰ぎみる存在でした。それが、世界人権問題研究センターでは、直接ご指導いただくことになりました。

先生は、いつも女性の人権を扱う第四部の運営を気にかけてくださっていました。第四部は、法学・社会学・歴史学・宗教学など幅広い分野の研究者と弁護士や社会活動をしている人で構成されています。そうした背景から私たちは、女性差別の根源にある「穢れ」の研究を共通テーマに決め、フィールド調査をいたしました。その

成果が、『フィールドから見る女性の身体と習俗』として冊子にまとまるまで、先生には、大変ご心配いただいたのでした。

私のパソコンには、女性差別撤廃条約の研究をコアにして科学研究費に応募するようにとの先生のメールが残されております。今年、第四部は、林陽子国連女性差別撤廃委員会委員長にも加わっていたごとき、一層充実した陣容で、まさに女性差別撤廃条約の実効性をテーマにした科研申請をいたしました。

私がかもう一つ感謝申し上げておりますが、『世界人権問題研究センター紀要』論文の英文要約について、細かくご指導いただいたことをご紹介します。先生の英語に対するご造詣の深さに感動いたしました。

私のセンターとのかかわりの発端が、初代所長の田畑茂二郎先生からのお声がかかりだったことからでしょうか、囑託研究員の他に理事にもご推薦いただき、ご一緒させていただいたことも懐かしい思い出でございます。

安藤先生、ありがとうございます。どうぞ安らかにお眠りください。

## 安藤名誉所長を偲ぶ

研究第五部長 上杉 孝實

安藤仁介名誉所長とは同年齢であるだけに、その他界はショックであった。最初にお会いしたのは、京都大学の同和問題委員会の席であった。在職中は、学部が異なることもあって、それほど言葉を交わす機会に恵まれたわけではないが、早くから赴任されていたこともあり、経験の豊富さもあって、同年とは思えない重みがあった。

世界人権問題研究センターでご一緒させていただくようになったのも、二〇〇六年に研究第一部に人権教育班が設けられてからであり、この班が研究第五部となってからも、客員研究員として時折平沢安政部長に代わって会議に出てお会いするぐらいであったが、長年所長として活躍されていて、全国有数の研究者をそろえなければならぬと言っておられた。平沢さんが本務校の学部長となつて多忙のため、私が部長を引き継いでからはお会

いする機会が増えた。

上田正昭先生のお声がかかりで、亀岡市の生涯学習審議会委員や生涯学習賞選考委員などを務めてきたが、ある段階から安藤所長も生涯学習賞選考委員に就任され、ここでもご一緒に表彰対象を選ぶために協議を重ねることになった。人権確立への貢献を意識して選考に当たっておられた。ただこのころから健康上課題を抱えておられて、ときにはお疲れの様子がうかがわれた。何度か手術もされながら、所長の役割を果たされ、国際法学者として地球的規模で活躍されていたのには、感嘆の域を超えて、すさまじささえ感じられた。様々な出来事には、法学者らしい緻密さで慎重に対応されていたように思う。厳しい時代にあつて、人権尊重社会の確立のために、世界人権問題研究センターの役割はますます大きくなつているだけに、上田先生に続いて重鎮を失ったことは痛恨の極みであるが、一層の努力で、築かれたものを受け継ぎ発展させていきたいものである。

## 安藤先生の思い出

研究第六部長 西村健一郎

昨年(二〇一六年)一二月に安藤先生が亡くなられた。病気で入院されていることは伺っていたが、こんなに早くとは思わなかったので真底、驚きであった。

先生は国際法の権威で、ハーグの常設仲裁裁判所も判事等をなさっていて、私自身は、労働法・社会保障法で重なるところは、ほとんどなかったため、個人的なお付き合いはあまりなかった。しかし、二つのことをはつきりと思い出すことができる。

一つは、私が、一九七三年に京都大学の教養部(当時)で採用されたとき、先生が五人の選考委員の一人であったことである。採用にまつわる話はほとんどお聞きしなかったが、採用後、ここは自由に研究できるところ

だからとおっしゃっていたのが、印象的であった。その通りに、当時の教養部はきわめて自由な雰囲気であった。その後、先生が神戸大学の法学部の方へ移られるまで「同僚」であった。教養部の改組で教養部が人間環境学部になったときには、先生は、もうすでに神戸大学の法学部の方へ移っておられたと思う。

もう一つは、一九九六年七月に、ドイツのチュービンゲン大学で日独の「二一世紀の法の課題」というテーマでシンポジウムが開催されたとき、私は、京大の法学研究科の田中先生らと参加したが、その帰途、スイスのジュネーブに立ち寄って、安藤先生にILO(国際労働機構)とジュネーブの街を案内していただいたことである。その折りにご一緒に散策したレマン湖付近の美しい風景は今でもはつきりと覚えている。

心から先生のご冥福をお祈りしたい。

## 高校生に対する退去強制



研究センター研究員  
大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

### 村上 正直

2016年6月に東京地裁判決が、12月にその控訴審である東京高裁判決があった。タイ国籍の母（A）と、日本で出生し、日本の公立高校2年生であったAの子（B。タイ国籍・控訴審当時17歳）への退去強制令書発付処分（追放処分）の取消しを求めた事件である。第1審は、両者に対する追放命令を合法とした。Bは控訴した（Aは控訴せず、9月にタイ向け出国）、控訴審判決もほぼ同じ理由でBは敗訴した。私はBに対する裁判所の判断に違和感がある。ここでは、その違和感を考えてみたいと思う。

A Bの追放理由は不法残留であり、その期間は、Aが約18年、Bが約14年である。不法残留は違法法である。ただ、そうであっても、追放が禁止され、残留が認められ

るべき場合がある。追放処分の違法性の有無の判断は、国や社会に不利益となる事情（国・社会の利益）と、個人の側の事情（個人の利益）とのいずれがより重いのかによる。

裁判所の判断をみておこう。裁判所は、まず、不法残留が長期に及び、悪質であるという。また、Bの日本社会への定着性の度合いは全体として低いという。なぜか。Bが日本の幼稚園や小学校には通わず、Aや、Aのタイ国籍の友人とその子らとともに育ってきたからである。Bは、そのため、12歳の時には、日本語の会話能力はあるものの、読み書きや算数の能力は小学校低学年程度とされていた。しかし、この12歳の頃から日本の学校に通うための学習を開始し、1年後には小学校高学年相当の学力を身につけ、公立中学の2年次に編入学した。その後は、普通の中学生を送り、高校にも入学した。

この点について、裁判所は、Bが日本社会への定着性・順応性を高めてきたこと、Bには日本以外の国での生活経験がないことから、タイの生活環境・習慣などへの順応に困難が伴いいうことを認める。他方で、裁判所は、追放命令時にBは14歳であり、いまだ保護者の存在が必要であるところ、日本にはかかる者はなく、Bのみが日本に残留することは子の福祉に沿わないという。裁判所は、また、Bが母とタイに赴く場合には、母の監護を受けることができること、Bは14歳という可塑性に富む年

年齢であること、12歳時からの学習成果をみると高い学習能力と適応能力を有するといえること、Bがタイ語の日常会話能力を有することなどから、タイでの生活に適応することが可能であるという。

私には、Bが未成年であることから「児童の権利に関する国際条約」第3条が頭に浮かぶ。その第1項は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と規定する。児童の最善利益原則である。「主として」というのは、児童の最善利益が常に唯一最高の考慮事項となるのではなく、それを上回る他の重要な原則があれば、それが優先されるということである。

児童の最善利益原則を出発点として考えるとどうなるか。私の感じた違和感のその1。裁判所は、Bの長期間の不法滞在が悪質であるというが、これはBの責任ではない。児童の最善利益原則は、Aの行為とは独立してBの利益を考えることを求める（子どもは親の付属物ではない）から、Aの行為はBの行為の評価に影響を及ぼさない。また、一般に、居住が長期に及べば、その居住国との絆は深まり、逆に出身国との絆は薄まる。Bが狭い生活空間で育ったとしても、その空間を取りまく環境は日本であり、生活のそここに日本が姿を現したはずで

あるし、Bは、12歳以降急速に日本社会への定着性を強めてきた。他方、Bとタイとの結びつきは、日本で主にタイの人々のなかで生活をしてきたこと、タイ語の日常会話ができる（読み書きはできない）といった、いわば間接的なものであり、タイで一定期間生活をしたという事実もない。どちらの国との絆がより強いかは、明らかである。Bの最善利益は日本での滞在の継続である。

違和感のその2。12歳からのBの努力は、日本の社会で生きていくためのものである。それを、タイでの生活への順応性という真逆の方向で援用されるのは、Bにとって不本意であろう。違和感その3。Bが未成年であることから、なお保護者が必要であることは事実である。しかし、国際社会や他国では次のような判断がなされることも多い。①Bの最善利益は日本での生活の継続にある、②Bは、いまだ親による養育が必要である、従って、③Aの追放はBの最善利益に反し、AとBとも日本に残留することが認められるべきである。

このようにみてくると、Bの最善利益を上回る事情、つまり、Bの追放を支持する事情はほとんどないということになりはしないか。裁判所の判断の是非は、人により考え方が分かれ、最終的には、それぞれの価値観による。ただ、この種の問題を考え、議論する必要性は、日本社会のグローバル化とともに、ますます必要になるように思う。

## 寺社参詣における経済力の有無



研究センター研究員  
京都市歴史資料館非常勤嘱託員

野地 秀俊

寺社参詣史の先駆者である新城常三は、その大著『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』において、主たる参詣人が貴族↓武士↓庶民と歴史的に推移すると説明している。かつての発展史観による政治史・経済史の流れ、つまり平安（貴族）↓鎌倉（武士）↓室町・戦国（庶民）といった流れも意識されていて、現在でも一般的に受け入れられている考え方である。新城が注目しているのが旅を伴う遠隔地参詣であることから、参詣には経済力が必要だという前提で導き出されている考え方である。

もちろん平安・鎌倉時代に庶民の参詣がなかったわ

けではない。新城もその点については説明していて、庶民の参詣は貴族と比べ巡礼を中心に行われており、さらにその費用は「接待」や「施行」という喜捨によって支えられていたという。

この指摘は重要である。経済力がなくとも参詣はできるという証左になるからである。

「接待」や「施行」ということは、『般若経』にある六つの波羅蜜（仏になるために必要な菩薩行）の一つ「布施波羅蜜」に由来している。みずからの徳を積むために人に施しをするのである。この他にも三つの福田（福德を生み出す供養法）の一つである「悲田」（困窮者に施しをする）や自らの食事の一部を施す「生飯」という行いなども参詣者へ施しをすることへ思考的影響を与えていたものと思われる。このような仏教的救済の思考・行動が、経済力がなくとも庶民の参詣を可能たらしめていたのだ。

一方で、長旅を伴わない比較的近距离の参詣などはいかがか。

清少納言が『枕草子』別記二八段で長谷寺参詣の様子を次のように述べている。

初瀬にまうでて、局にゐたりしに、あやしき下臍どもの、後をうちまかせつ、ぬ並みたりしこそ、

ねたかりしか。(中略) 白衣しろぎぬきたる法師ほうし、糞虫ふんむしなどのやうなる物どもあつまりて、立ち居たいか、額づきなどして、つゆばかりところおもをかぬけしきなるは、まことにこそねたくおぼえて、押おしたうしもしつべき心ちせしか。いづくもそれはさぞあるかし。やむごとなき人などのまいりたまへる、御局ごまにやなどの前まへばかりをこそまへひなどもすれ、よろしき人は制さしわづらひぬめり。(後略)

身分のある人々は、「局つぼね」といつて畳を敷き屏風などで仕切られた個別の空間で参詣しており、そのまわりに白衣の法師や糞虫のように見える下臈たちが、ところ構わず立っていたり、額づいていて、それが本当に煩わしいと言っている。特に高貴な人々はそのような下臈も追い払えるが、清少納言などのようにそこそこの者たちはなかなか払いきれないということである。このことから、平安時代の寺社参詣にはあらゆる階層の人々が赴いていることがわかるであろう。

そして、参詣の仕方もそれぞれの階層で異なっていた。貴族などは局などで参詣の場を確保し定型通りの参詣を求めた。このような局をしつらえるための調度品や局の設置も含めた参詣中の世話など寺僧の

手を煩わせるための布施といった費用が必要になつたであろう。参詣にお金がかかるのは、快適さや作法を求めたことも一因だったのである。一方で、そのようなことを求めなければさほどお金をかけずに参詣することができたということになる。

経済力が伴うことによつて、参詣をする人数や機会が増えるということは一面では事実であろう。しかし、多面的な歴史的事実を明らかにするためには、経済力が伴わない参詣があることも忘れてはならない。そのような接待や施行に頼つた参詣が、恒常的、職業的になつていくと賤視の対象になつていく問題とも繋がっていくからである。また、職業的参詣者・巡礼者が、物乞いを一つの職掌とする非人とされなかつたのか。区別されていたとすれば、物乞い行為が非人の縄張りに抵触しなかつたのか、など様々な疑問も出てくる。仏教的救済の思考で行われていた施行が、なぜ賤視の対象になつていくのか。史料の制約もあるが、単なる「聖性の消失」といった類いの宗教的墮落論に終わらない要因を探っていきたい。

## 人権問題としての ヘイトスピーチをどう伝えるか



研究センター専任研究員

呉 永鎬

2016年4月に世界人権問題研究センターで働き始めてから、ヘイトスピーチに関するお話をさせていただく機会が多い。それは私が朝鮮学校出身の在日朝鮮人3世だということもあるが、ここが京都であることと、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が昨年6月に施行されたことが大きく影響していると思う。ヘイトスピーチ解消法成立の大きな契機となったのが、2009年12月に京都で起きた朝鮮学校襲撃事件である。小学生にあたる子どもたちがいる学校の正門前で、拡声器を使いながら「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「スパイの子ども」「約束というものは人間

同士がするものなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」といった罵声を浴びせる様子はインターネット上でも公開され、社会に大きな衝撃を与えた。実行犯らは威力業務妨害などで有罪、民事裁判でもおよそ1200万円の賠償が命じられている。

ヘイトスピーチ解消法は禁止条項や罰則のない理念法であり、保護対象を「適法に居住するもの」に限っていることや、そもそもヘイトスピーチに特化した法であるためあらゆる形態の人種差別的取り扱いを対象にしていること等、いくつかの限界が指摘されているが、それでも国が反差別的立場を表明したことは、小さくない意義を持つものである。同法では、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」が求められており、大阪市での条例施行（2016年6月）や、川崎市での条例づくりに向けた動きに続き、ここ京都においても行政的な対策が練られ始めている。

昨年11月、京都教育大学付属桃山中学校2年生の人権教育の一環として、お話をさせていただく機会があった。重たいテーマだったと思うが、およそ80分間、生徒たちは私の話真剣に耳を傾けてくれた。後日担当の先生が送ってくださった感想文は、どれもびっしりと自身の考

えが書き込まれており、多くのことを考えさせられた。

中でも帰国学級の生徒たちの感想は印象深かった。かれらは中国やドイツ、アメリカ等でいじめや暴言を受けた経験、あるいはそれとは対照的な文化的差異を当然とみなす環境、また「ハーフ」であることから日本の幼稚園で「日本から出ていけ」と言われた経験を参照軸としながら、在日朝鮮人が置かれた状況に「共感」のポイントを探っていた。そうした経験から紡ぎだされる目指すべき社会像は、ただ輝かしい言辞に溢れているばかりではない極めて現実的なものであり、だからこそ私は未来への希望を感じました。

しかしそれよりも大きな衝撃を受けたのは、「ほとんど迷惑を掛けていない朝鮮人になぜ暴言をはかなければならないのでしょうか」という感想だった。悪いことをしていない在日朝鮮人に対してヘイトスピーチを行うのはおかしい——こうした主旨の感想はいくつか見られた。私は得も言われぬ恐怖を覚えた。こうした言明が、かれらなりの正義観や善意から発せられたものであることは確かなのだが、これらは迷惑を掛けているならば暴言を吐いても良い、悪いことをしているならばヘイトスピーチをしても良い、という論理に容易に転じ得るものである。人権とは「善良または無害でなければならない」と

いった条件を要さない、人が人として持つ権利のほずである。たとえ迷惑を掛けていたとしても、人権侵害行為であるヘイトスピーチを浴びせてはならないのである。私は、人権の問題としてヘイトスピーチを伝えられていなかった自分の未熟さを大いに反省した。

襲撃を受けた朝鮮学校に通っていた子どもたちは、今ではもう中学生・高校生である。裁判勝利に関する講義を受けたかれらは、以下のような感想文を記している。

「今日のお話を聞いて父母や先生たち、日本の人たちが私たちの見えないところで本当に苦労されて、子どもたちを本当に愛して守ろうとしていることを知りました。これから私たちの見えないところでウリハツキヨ〔朝鮮学校のこと…引用者註〕、子どもたちを守ろうとたくさんの人たちが支援してくれていることを心に刻みながら、頑張って学校に通います。」(当時2年生、女子)

朝鮮学校の子どもたちは、どうして「頑張って」学校に通わねばならないのか。かれらが「普通に」学校に通える社会をつくっていくために、必要なことを考え、行動していきたい。

## 性的指向・性自認の人権とは何か



研究センター研究員  
高岡法科大学法学部教授

谷口 洋幸

2011年以降、国連の人権施策に新たなテーマが加わった。性的指向と性自認に関する人権保障である。国連人権理事会の決議にはじまり、公式のパネル討議、国連人権高等弁務官による2度の調査報告、特別手続による独立専門家の任命など、国連の人権システムが総掛かりでの取り組みを始めている。

性的指向は「sexual orientation」の訳語であり、個人の感情や欲求が向かう性別の方向をいう。その方向性によって、一般に、異性愛、両性愛、同性愛と分類される。性自認は「gender identity」の訳語であり、自分が認識する自己の性別のことをいう。身体的な性の特徴を一致

する場合もあれば、そうでない場合もあり、医学領域では性同一性障害という疾患名もある。性的指向と性自認は、細かい分類や問題系は異なりつつも、性や性別の特徴に関する属性として共通するため、両者の頭文字をとって、SOGIの人権問題ともいわれる。

個人はそれぞれに性的指向と性自認をもつが、既存の人権規範は、性的指向が異性に向かい（異性愛）、性自認が身体的な性の特徴と一致している（シスジェンダー）人々のみを対象としてきた。それは無自覚であると同時に、意識的で積極的な形での権利や保護の対象となってきた。すなわち、日本を含めたほとんどの諸国において、従来から、婚姻や家族に関する法制度は異性どうしのみを対象に権利や保護を規定し、出生時に分類された男女の2つの性別は不変のものとして社会制度が設計されている。言い換えれば、SOGIに関する人権は、新たに生じたものではなく、性や性別の特徴として多数派に属する人々に偏って保障されてきたのである。

国際的な人権保障の基盤文書である世界人権宣言は第1条に「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」と規定する。

2011年以降の動きは、これまでの人権保障がシスジェンダーと異性愛のみに偏っていた現実を踏まえ、同じ人間でありながら、SOGIを理由に不自由を強いられ、平等処遇を否定されてきた性的マイノリティの権利を人権として保障する流れである。これまで、国際的な人権保障は、人種、性別、信条、国籍、障がいなど、個人の属性の違いによる不均衡な人権保障を暴き、真の意味での「すべての人間」の人権保障を追究してきた。SOGIに人権保障が「拡大」されたのではなく、本来あるべき人権保障としてのSOGIという属性が「発見」されたのである。

世界的なNGOの連合組織であるILGAは、性的指向について次のような世界規模の調査を公表している。現在、世界の73カ国において同性どうしの親密な関係性に刑事罰が科せられており、うち13カ国は最高刑が死刑となっている。他方、性的指向にもとづく差別を法律で禁止する国は76カ国あり、同性どうしの親密な関係性を婚姻や家族として保障する国は47か国に上る。自分がどの国で生まれたかによって、親密な関係性をもちたいと思った人の性別が同性である場合、国家に命を奪われる

場合もあれば、正統な家族として承認や祝福を与えられる場合もある。性的指向という属性は、同じ人間であるにもかかわらず、生と死というレベルで明暗が分かれてしまう。このような状況について、1990年代から自由権規約委員会が人権問題として認識しはじめ、現在の本格的な取り組みに至っている。

2006年にメアリー・ロビンソン元国連人権高等弁務官をはじめ、国際人権の第一線で活躍する専門家たちが採択した「ジョグジャカルタ原則」という文書がある。正式名称は「SOGIに関する国際人権法の適用に関する原則」という。この「適用」という語には、SOGIが「新しい人権」や「特別な権利」ではなく、本来ならば既存の国際人権法で十分に保障されているべきものだった、との想いが込められている。国連人権高等弁務官事務所が意識啓発キャンペーンのタイトルに『Born Free and Equal』という世界人権宣言1条の言葉を採用したことも同じ意図によるものである。SOGIの人権問題は、性的マイノリティの人権問題ではない。SOGIを理由とする不均衡な人権享有こそが根元的に問い直されるべき、すべての人の人権問題である。

## 「子どもの貧困」について



研究センター研究第五部長  
京大名誉教授

上杉 孝實

「子どもの貧困」が問題になっている。高所得の世帯から順に並べて中央に来る世帯の所得の半分しかない家庭の子どもが増え続け、二〇一二年で一六・三パーセントがその状態内あることが示されている。とくにひとり親世帯の子どもの貧困率が六割近くに達していて、経済的に発展しているOECD諸国の中で断トツの状態が高い。その多くが母子世帯である。そこには、非正規労働が増え、それが女性に多いことの反映が見られる。このような経済格差が、子どもの発達に大きな影響を及ぼしている。経済的貧困は学業や進学におい

ても不利な状況をもたらし、そのことが次世代にも連鎖しかねないことが指摘されている。

この状態は、不平等の広がりを示すもので、人権尊重社会からほど遠い。ブルデューたちが明らかにしてきたように、経済資本や文化資本が継承され、階層の再生産となっていることがあるのであって、競争社会の中で不利な状況に置かれた者は、ますます不利になるということが生じるのである。一九六〇年代に入るところまでは、国立大学では年間の授業料が大卒公務員の初任給の月額程度で、経済階層による学生の分布の偏りがあまり大きくなかったことが統計でも示されている。それでも、進学をあきらめざるを得ない人が多かったことを念頭に置く必要がある。その後、国立大学でも授業料がどんどん高くなり、年間、大卒公務員の初任給月額の三倍ほどになって、そのうえ経費のかかる塾通いも増え、その負担に耐えることのできない者は、取り残されることになる。

すでによく知られているように、OECD諸国の中でも、日本はトップレベルで他国に比べて教育費に占

める公費の割合が低く、私費の占める率が高い国である。少子化がよく問題にされているが、既婚者でこれ以上の出産を避ける理由として最も多くあげられるのが、養育費や教育費がかかることである。以前から日本では生活保障において社会保障が不十分であり、家庭依存が大きかったが、新自由主義の影響が加わって、家庭間格差が生じやすくなり、子どもがいれば生まれによって規定される面が大きくなっているのである。

学校教育もさることながら、学校外の生活においても、不平等の是正が必要である。差別的禁止、子どもの最善の利益、教育への権利などを規定した子どもの権利条約でも、「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的・芸術的・活への参加」などの権利がうたわれている。文化的・芸術的活動が私費で賄われることの多い現状では、ここでも格差が生じることになる。学校外活動は自由であるとしても、積極的にその機会を公的に保障することなしには、置き去りにされる子どもが少なくない。放課後子どもプランとして、子ども教室や児童クラブが行われているが、その数が十分か、子どもの参加しや

すいものになっているか、また子どもたちが自主的に活動できるものになっているか、さらには運営においても子どもの参画が見られるかなどが問われるところである。休息・余暇、遊びとなれば、経済的な問題を超えて保障されているとは言いがたい子どもたちが多く存在するのである。

「子どもの貧困対策法」も制定されているが、このような問題は構造に根差していて、その改革が必要になる。まず生活基盤の整備が急がねばならない。子ども食堂などがNPOなどによって展開されているが、これらボランティアな活動も、公的な保障によって、その普遍化を図ることが求められるのである。同時にあらためて、同和教育で追求されてきたものを見つめなおし、発展させる必要がある。現象の背景に迫り、平等実現のための積極的な施策を展開し、連帯による問題解決への取り組みを進めなければならない。地域総合計画の策定や、子どもを支えるネットワークの形成、そのプラットフォームとなる場の整備などの回顧と展望によって、具体的な方策を展開することも課題である。

## 兼業・副業とキャリア権



研究センター専任研究員

河野 尚子

現在、働き方改革をめぐる検討課題の一つとして、「テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方」が掲げられている。本業とは別に副業をもつことによる、パラレルキャリアとしての働き方（キャリアの複線化）は、職業人生を通して満足いくキャリアを展開していくことが可能にする。そして、近年では、オープンイノベーションの観点から、兼業・副業を容認する企業もみられるようになった。

一方で、多くの民間企業においては、業務に支障が生じないよう、就業規則等により兼業・副業の許可制また

は禁止条項を定め、労働者の兼業・副業を制限する傾向にある。これまでは、長期雇用システムにおいて、正社員はフルタイム労働が前提とされてきたため、兼業・副業に従事する者もそれほど多くはなかった。ところが、終身雇用や年功型賃金といった雇用保障に関わる企業と正社員との関係の変化に伴い、複数の仕事を掛け持ち、自己実現を図ることは、生計手段を確保しつつ、キャリアを展開させるという意味において重要となる。加えて、技術革新に伴い、テレワークやクラウドワークのように、ICTを活用した新たな働き方の導入の普及は、本業とは別に副業をもつ、パラレルキャリアとしての働き方を容易にする。

もともと、労働者がこうしたキャリア形成を展開させていくためには、前提として複数の仕事を掛け持ちする働き方を選択する自由が尊重されることが望まれる。そこで重要となるのが、労働者のキャリア権構想である。キャリア権とは、勤労権（憲法27条1項）を中心に置いて、労働者が職業キャリアを形成し展開する権利として提示された概念であり、有力に唱えられている。憲法27条1項によって権利として保障される労働は、憲法27条1項の基礎にある憲法13条の個人の尊重および幸福追求

権に基づくものでなければならぬ。また、憲法22条1項に基づく職業選択の自由を考慮すると、キャリアを追求し、展開していくにあたり、労働者が自らの意思で、パラレルキャリアを選択する自由が保障されなければならない。

こうした点を踏まえると、兼業・副業を通して、キャリア形成に向けて様々な職種を経験していく就労の機会を保障するという意味において、労働者が自律的に選択した働き方を尊重する法解釈・法政策の構築が望まれる。現在、厚生労働省においても、「モデル就業規則」の遵守事項第11条⑥（「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」等につき、「同業他社に企業秘密が漏洩する恐れがある」「長時間労働につながる」といった例外的な条件を追加的に設け、兼業・副業を原則として認める内容へ修正することの検討がなされている。このように、労働者の兼業・副業を原則自由とし、例外的に兼業禁止事由を就業規則等で明確に定めることには意義がある。もちろん、使用者に不利益をもたらす兼業・副業（例…労務提供上の支障や企業秩序への影響を及ぼす場合、在職中の競業、疲労や寝不足のために交通事故等によって、使用者や第三者への影響を及ぼす可能性の高い場合等）

については、例外的に禁止される（労働契約法3条4項・民法1条2項参照）。

こうして、兼業・副業を原則自由とすると、それに応じた法整備が求められる。まず、労働者の兼業・副業は、長時間労働をもたらす可能性が高いため、複数就業者の健康確保を図ることは今後の課題である。また、複数就業者が業務・通勤災害に遭った場合、労災保険の給付基礎日額は、業務・通勤災害の発生した事業場から支払われる平均賃金のみを対象として算定されるものと解されている。そのため、業務・通勤災害による労働不能や死亡により失われる稼働能力が、複数の事業場から支払われる賃金の合算分として評価されないといった問題もある。その他、短時間就労者の兼業・副業をめぐるっては、被用者保険（健康保険法および厚生年金保険法）や雇用保険の適用要件とされる労働時間は合算されず、それぞれの使用者との関係で要件を充足しない限り、適用対象外となることが問題として指摘されている。こうした短時間就労者が、兼業・副業といった働き方を選択し、キャリアを展開していくための基盤の整備（労働者の生活の安定および能力開発や向上のための支援等）も必要となるであろう。

◆研究部門の紹介（二〇一七年四月一日現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）  
特別客員研究員 大谷 實（理事長・元学校法人同志社総長）

○研究第一部

研究部長 薬師寺公夫（立命館大学法務研究科特任教授）  
客員研究員 徳川 信治（立命館大学法学部教授）  
専任研究員 杉木 志帆  
嘱託研究員 阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）

岩澤 雄司（東京大学法学部教授・自由権規約委員会委員長）

小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

北村 泰三（中央大学大学院法学研究科教授）

中井伊都子（甲南大学法学部教授）

西井 正弘（京都大学名誉教授）

初川 満（愛知学院大学法務研究科教授）

前田 直子（京都女子大学法学部准教授）

水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

三輪 敦子（関西学院大学等非常勤講師）

村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○研究第二部

研究部長 山路 興造（元京都市歴史資料館長）

〔近現代・現状班〕

客員研究員 廣岡 浄進（大阪観光大学観光学部准教授）

嘱託研究員 秋定 嘉和（池坊短期大学名誉教授・京都落窪問題研究資料センター所長）

井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）

石元 清英（関西大学社会学部教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

小林 文広（同志社大学文学部教授）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）

杉本 弘幸（佛教大学他非常勤講師）

関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）

田中 和男（関西学院大学非常勤講師）

手島 一雄（立命館大学他非常勤講師）

中川 理季（関西学院大学大学院社会学研究科博士課程後期課程）

野口 道彦（大阪市立大学人権問題研究センター特任研究員）

矢野 亮（日本福祉大学福祉経営学部助教）

山本 崇記（静岡大学人文社会科学部准教授）

〔近代班〕

客員研究員 野地 秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）

嘱託研究員 家塚 智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）

字那木隆司（姫路市教育委員会文化財課主任文化財専門員）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）

川嶋 将生（立命館大学名誉教授）

斉藤 利彦（佛教大学歴史学部准教授）

下坂 守（京都国立博物館名誉館員）

高橋 大樹（天津市歴史博物館学芸員）

西山 剛（京都文化博物館学芸員）

村上 紀夫（奈良大学文学部准教授）

吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第三部

研究部長 仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）

客員研究員 水野 直樹（立命館大学文学部客員教授）

専任研究員 呉 永鎬

嘱託研究員

菅澤 庸子

高野 昭雄 (大阪大谷大学教育学部准教授)

田中 宏 (一橋大学名誉教授)

鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター准教授)

盧 相永 (大阪外語専門学校講師)

飛田 雄一 (公財) 神戸学生青年センター館長)

藤井幸之助 (同志社大学嘱託講師ほか)

古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)

松下 佳弘 (京都大学聴講生)

師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋異境センター客員研究員)

梁 永厚 (関西大学人権問題研究室特別研究員)

李 洙任 (龍谷大学経営学部教授)

リンホーファー・シフレッド (大阪産業大学人間環境学部教授)

○研究第四部

研究部長

客員研究員

嘱託研究員

吉田 容子 (弁護士・立命館大学大学院法務研究科客員教授)

源 淳子 (関西大学非常勤講師)

斧出 節子 (京都華頂大学現代家政学部教授)

軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)

澤 敬子 (京都女子大学現代社会学部准教授)

谷口 洋幸 (高岡法科大学法学部教授)

林 陽子 (弁護士)

馬場 まみ (京都華頂大学現代家政学部教授)

伏見 裕子 (大阪府立大学工業高等専門学校講師)

堀江 有里 (日本キリスト教団なか伝道所主任牧師)

マーサ・メンセンダイク (同志社大学社会学部准教授)

三成 美保

山下 明子 (奈良大学非常勤講師)

○研究第五部

研究部長

客員研究員

専任研究員

嘱託研究員

山下 泰子 (文京学院大学名誉教授)

米田 眞澄 (神戸女学院大学文学部教授)

上杉 孝實 (京都大学名誉教授)

藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部教授)

内田 晴子

阿久澤麻理子 (大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)

伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)

岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)

外川 正明 (公立鳥取環境大学環境学部教授)

友永 雄吾 (龍谷大学国際学部准教授)

中島 智子 (プール学院大学名誉教授)

野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)

古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)

松波めぐみ (関西大学他非常勤講師)

山ノ内裕子 (関西大学文学部教授)

○研究第六部

研究部長

客員研究員

専任研究員

客員研究員

西村健一郎 (京都大学名誉教授)

上田 達子 (同志社大学法学部教授)

河野 尚子

稲谷 信行 (京都大学大学院法学研究科後期課程)

植村 新 (和歌山大学経済学部准教授)

桑原 昌宏 (元新潟大学法学部教授)

藤木美能里 (特定社会保険労務士)

## 2017年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で20年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点に向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
1	6月28日 (水)	開講式	13:20～13:30	センター所長 坂元 茂樹		
		シンポジウム	13:30～16:20	トランプの時代を考える ～排外主義とどう戦うか～	西崎 文子 養原 俊洋 坂元 茂樹 葉師 寺公夫	第1部
2	7月3日 (月)	講義	14:00～15:40	性的少数者と人権	谷口 洋幸	第4部
3	7月12日 (水)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	寺社参詣とけがれ	野地 秀俊	第2部
4	7月19日 (水)	講義	14:00～15:40	学んで活かそう女性の権利	山下 泰子	第4部
5	8月1日 (火)	講義	14:00～15:40	子どもの権利条約と子どもの権利委員会	大谷美紀子 坂元 茂樹	第1部
6	8月29日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都の伝統産業と在日朝鮮人	高野 昭雄	第3部
7	9月4日 (月)	講義	14:00～15:40	部落差別の今をどう捉えるのか	廣岡 浄進 齋藤 直子 妻木 進吾 山本 崇記	第2部
8	9月19日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都五山碩学僧と対馬(朝鮮)修文職	仲尾 宏	第3部
9	9月29日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	戦前京都在住朝鮮人の福祉活動 ～向上館保育園・産院と朝鮮人留学生～	水野 直樹	第3部
10	10月17日 (火)	講義	14:00～15:40	ワーク・ライフ・バランスと労働法の課題	植村 新	第6部
11	10月23日 (月)	ワーク ショップ	14:00～15:40	人権の参加型学習 ～「違い」の検討～	上杉 孝貴	第5部
12	10月31日 (火)	講義	14:00～15:40	企業とCSR(企業の社会的責任)	桑原 昌宏	第6部
13	11月13日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代の福祉政策を考える ～被差別民の生きる権利～	山路 興造	第2部
14	11月24日 (金)	講義	14:00～15:40	多文化共生社会と市民性教育	野崎 志帆	第5部
15	12月8日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	もう一つの中世被差別民像 ～官途名・花押・襲名～	川嶋 將生	第2部
16	1月22日 (月)	講義	14:00～15:40	医療と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

※会場：ハートピア京都(中、烏丸九太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

## 会場案内



## 講義会場

※受付：初日 午後0時50分～  
以降 午後1時30分～

### 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1回 1,000円 全講座一括の場合 13,000円

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引となります。

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

### 申込先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

## 「賛助会員」募集中

- 年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- 特典
  - ・『グループ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付
  - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
  - ・「人権大学講座」の無料受講
  - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
  - ・当センター主催の講演会等への優先案内

## ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。

### 〔コース一例〕

#### ■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラッテイ千本〉

北野天満宮

#### ■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・八坂神社〉

清水寺・耳塚・豊国神社

#### ■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹東柱詩碑・護王神社・六角堂〉

四条河原の阿国像



#### ■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稻荷大社〉

#### ■洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉

コースは一例です。その他ご要望に応じます。



### 〔ガイド料金〕

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに1,000円を加算

ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金でお支払いください。

### 〔お問合せ先〕

公益財団法人世界人権問題研究センター

TEL：(075) 23112600

FAX：(075) 23112750

e-mail：jinken@kyotoemail.ne.jp

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版

#### 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価  
1,500円(+税)

### 「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



### 創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



### フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

# 2014年度・2015年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

- |  |   |  |   |  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |   |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|
| ① 救済の社会史<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,000円<br>税別 | ② アイヌ・台湾・国際人権<br>安藤仁介著<br>定価 1,000円<br>税別 | ③ 朝鮮通信使と京都<br>仲尾 宏著<br>定価 1,500円<br>+税 | ④ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>税別 | ⑤ 人権から見た近代京都<br>(絶版)<br>秋定嘉和著<br>定価 1,000円<br>税別 | ⑥ 京都の中の渡来文化<br>上田正昭著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑦ 歴史のなかの女性の人権<br>田端泰子著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑧ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑨ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑪ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑫ 職能民へのまなざし<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 2,000円<br>+税 | ⑬ 歴史のなかの人権文化<br>上田正昭著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑭ 都の文化・光と陰<br>——人権の視点から——<br>山路興造著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑮ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|

公益財団法人 世界人権問題研究センター刊

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)